

社会福祉法人ふくい福祉事業団評議員および役員の報酬等に関する規程

平成29年 6月15日

ふくい福祉事業団規程第348号

最終改正 令和元年6月14日規則第364号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふくい福祉事業団（以下「法人」という。）の定款第8条および第21条の規定に基づき、評議員および役員（以下「役員等」という。）の報酬等に関する必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員および評議員には、その勤務実態に応じ、次の報酬等を支給する。

(1) 常勤の役員については、報酬、賞与および退職手当ならびに旅費、通勤手当を支給する。
ただし、特別の事情がある場合は、退職手当は支給しない。

(2) 非常勤の役員等については、業務に応じた報酬および旅費を支給することとし、賞与および退職手当は支給しない。

2 常勤の役員に対する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤の役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、各年度の総額が700万円を超えない範囲で、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、別表第2に定める算式により算出される額

(3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額

(4) 旅費および通勤手当については、法人職員（以下「職員」という。）の旅費および通勤手当の支給基準により算出される額

(非常勤の役員等の報酬および費用の算定方法)

第4条 非常勤の役員等に対する報酬等の額は、評議員においては、定款第8条に定める金額の範囲、役員においては各年度の総額が30万円を超えない範囲で、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表4に定める額

(2) 旅費については、職員の旅費の支給基準により算出される額

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給時期は、職員の給与等の支給日に準ずる。

- 2 非常勤の役員等に対する報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に（死亡により退職した者の退職手当にあつては、その遺族に）支払う。ただし、本人から申し出があつたときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申し出があつたときは、積立金等を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の役員が退任し、または解任された場合には、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、または退任し、もしくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日、土曜日および祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(適用除外)

第9条 職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、この規程を適用しない。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月14日から施行する。

別表第1（第3条関係）

役職名	報酬の額
常勤理事	月額 400,000円 以内

別表第2（第3条関係）

賞与区分	賞与額計算式
6月の賞与	6月の報酬月額× 2ヶ月以内
12月の賞与	12月の報酬月額× 2ヶ月以内

別表第3（第3条関係）

報酬月額×在任年数×係数（職員の支給基準による）

別表第4（第4条関係）

区 分	報 酬
理事会出席	日額 10,000円
評議員会出席	日額 10,000円
監査業務	日額 15,000円
その他法人業務	日額 10,000円